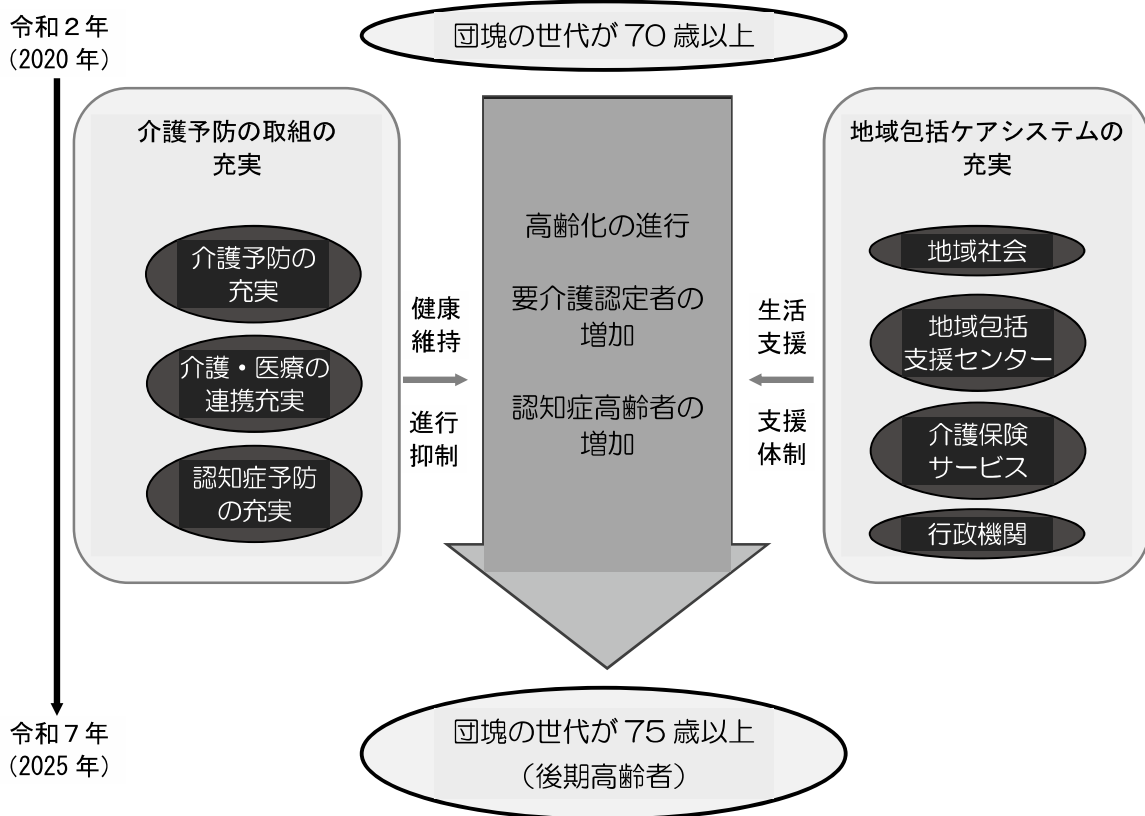


## 第4章 基本目標と施策の体系

### 1 富士市が目指す理想像

後期高齢者になっても、要介護状態の重度化が抑制され、施設や医療機関へ入所・入院をしても地域とつながり続け、住み慣れた地域に戻って、自分らしい暮らしを続けられる環境づくり

前章で整理した本市の課題を基に、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来像を以下のとおり定めます。



## 2 基本的視点

「富士市が目指す理想像」に向けて、本計画では以下の3つを基本的視点とします。

### ①個人としての尊厳の保持

地域で生活する高齢者が個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかで、一人ひとりの能力や個性、状態に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

### ②活力を維持する自立の支援

健康的で活力に満ちて自立した生活ができ、地域社会の活性化・発展に貢献できる高齢者が増え続け、「活力と魅力ある85歳」を目指せるよう、個々のニーズや状況に応じた多様な施策を推進します。

### ③こころ豊かな生き方をみんなで支え合う地域社会の実現

住み慣れた地域社会において、住民がお互いに支え合い、それぞれの状況に応じた活力を生み、安心して生活できるよう、また、一時的に離れても元の居場所に戻れるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、重層的な支援を推進します。

本市では、高齢者一人ひとりを尊重し、また、高齢者が地域の中で「自立」して生活することを基本とします。そのため、地域で暮らす様々な人や団体が支え合い、助け合うことで安心して暮らせる地域社会が構築されていることが前提となります。今後、地域課題が複雑化・複合化するにつれて、高齢者だけではなく、地域で暮らす様々な立場の人が、課題解決に向けて重層的に対応する必要があります。その状況に応じて「支える立場」、「支えられる立場」に立ち、相互に支え合う地域包括ケアシステムの構築・充実に取り組みます。

### 3 基本理念

前計画の『パワフル85計画V』では、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中期段階として、基礎として作られた部分の発展に取り組んできました。本計画では、その取組をさらに強化・推進し、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めていくこととしました。

こうした流れと前述の基本的視点を踏まえ、本計画の基本理念を

**支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり**

と定めます。

高齢化が進行していく中で、互いに支え合い、心を通わせながら暮らすことのできる地域社会を創っていくことが必要です。さらに、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、老老介護世帯及び認知症高齢者が増加することから、高齢者の見守りや生活支援の充実、医療と福祉の連携強化等、暮らしやすい地域社会の実現のため、高齢者を支える幅広い取組が必要です。

誰もが暮らしやすい地域社会の実現のためには、様々な主体がそれぞれの立場で能動的に関わるのが重要です。地域資源を発掘し、それぞれの能力を発揮しながら、今まで築いてきた地域包括ケアシステムの構築をさらに進めていきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、近年複雑化・複合化が進む地域や個人が抱える生活課題を解決することができるよう、包括的な視点だけでなく、重層的な視点からの支援体制の整備を進めていく必要があります。包括的な相談支援体制や、狭間のニーズにも対応した参加支援体制、世代や属性を超えて交流できる居場所づくり体制などを整備し、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

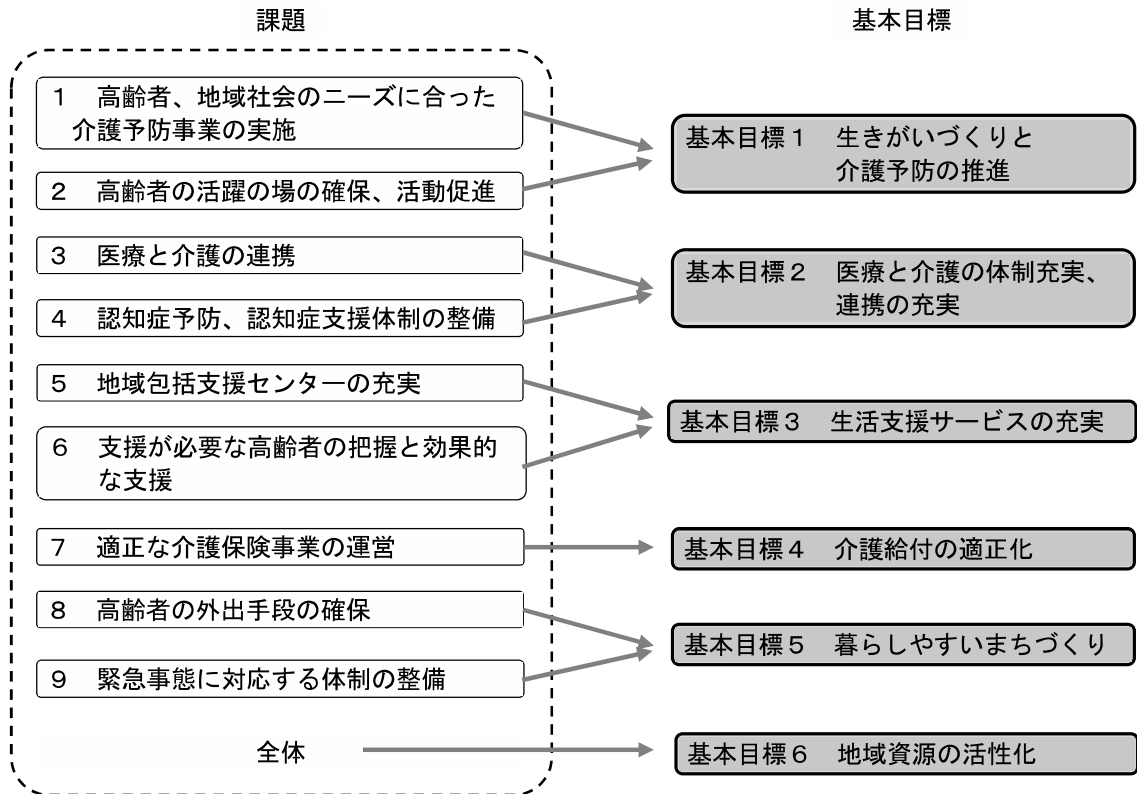
計画の名称は、令和7年（2025年）に向け、こころを通じて支え合うことで安心して継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある85歳』と定め、「**パワフル85計画VI（第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）**」とします。

## 4 基本目標

本章「1 富士市が目指す理想像」の実現に向けて、本計画策定における施策の方向性を示します。

前章の9つの課題について、6つの基本目標の中で必要な取組を進めていきます。

### 【9つの課題と6つの基本目標】



また、各施策を展開する圏域については、地域の生活課題への対応等を行う生活支援は小学校区を基本に、住民にとってより身近なところでの支援を展開していきます。一方、在宅医療と介護の連携に対する施策や認知症施策等については、市全体を捉えた取組として進めていきます。

**基本目標1：生きがいつくりと介護予防の推進**

高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、意欲や好奇心を持って地域で活動していただけるよう、活動の機会や場所、情報の発信が必要です。高齢者が地域活動の主体的・中心的な役割を担い活性化するとともに、多様な世代と交流することで自身の活動意欲の活性化、介護予防効果とともに地域社会・地域産業の維持・継続が期待できます。

また、本人や家族が健康状態を維持し、健康的な生活を継続できるよう、介護予防や健康づくりを促し、それぞれの健康状態やライフスタイルに合った取組の促進が必要です。

今後は、高齢者が自身の状況や意欲に応じた生きがいつくり、活動の創出・参加を促進するとともに、地域で活動している団体・組織の活動の活性化、新規設立の促進に努めます。

また、介護予防や健康づくりに向けた取組の促進や、データを活用した効果の検証と事業の改善、高齢者のニーズに合った事業の創出を目指します。

**基本目標2：医療と介護の体制充実、連携の充実**

今後高齢者の増加傾向が続く中で、高齢者の健康状態の把握や維持管理や日常生活の活動能力の向上が重要となります。定期的な健康状態把握のため、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種健診の受診促進に努めるとともに、認知症予防の取組や意識啓発、さらには、認知症の人やその家族への支援体制の整備、生活の質の向上を目指した自立支援が必要です。また、要介護状態の高齢者については、医療機関と介護保険事業所との連携、情報の共有化は欠かせません。後期高齢者については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、医療・健診・介護情報等を一括して把握できる体制の整備が必要です。

今後は、高齢者の健康維持や自立した日常生活の支援、認知症予防に向けて、高齢者の積極的な取組を促すとともに、健康診査やかかりつけ医の必要性、認知症予防の必要性と効果など、多様な事業・情報発信を進めます。

また、生活習慣病や慢性疾患、認知症となった高齢者やその家族に対しては、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に沿った認知症対策を中心に、状況に応じた医療・介護の専門機関による支援を行えるよう体制の充実に努めるとともに、医療と介護を中心とした連携体制の改善、充実を目指します。

**基本目標3：生活支援サービスの充実**

高齢者や高齢者世帯の増加、家族形態の多様化により、日常生活で支援の必要な高齢者が増えています。必要な支援の内容やニーズについても多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が必要となっています。

また、高齢者支援の中心的な役割を担う地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口の役割、期待はさらに大きくなっていきます。

今後も、地域包括支援センターに必要な人材を配置し、体制の強化や人材の育成、関連機関との連携・協力体制の充実を目指します。

また、地域で生活する高齢者の状況を的確に把握し、ニーズにあった支援を行えるよう、関連分野、関係機関と連携しながら日常生活の維持・継続に向けた支援を目指します。

#### **基本目標4：介護給付の適正化**

今後、高齢者の増加、特に後期高齢者の増加が進み、要介護認定の中重度層の増加が想定されることから、事業効率を高めて介護保険事業の持続可能性を維持するためにも、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者の生活に必要な過不足のないサービスを適切に管理し、提供することが必要です。

今後は、定期的に「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5項目を柱とし、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進します。

#### **基本目標5：暮らしやすいまちづくり**

高齢者が生活する舞台として、「まちづくり」が必要です。安心して暮らせる住居や公共施設、道路、公共交通機関など、自立した生活を続けられる環境整備が必要です。

今後は、地域包括ケアシステムの一環として、住まいや生活環境の整備、外出手段の確保・充実に向けて、関連する施策と連携しながら、高齢者が暮らしやすい環境整備を目指します。

#### **基本目標6：地域資源の活性化**

地域住民が年齢を問わず安心して生活を続けていくためには、住民同士の支え合いやボランティア活動等による支援が必要となります。

今後は、市内各地域で元気な高齢者やボランティア団体等、地域の状況に応じて多様な支え合いの仕組みを育て、活躍できるよう各地域資源の活性化を目指します。

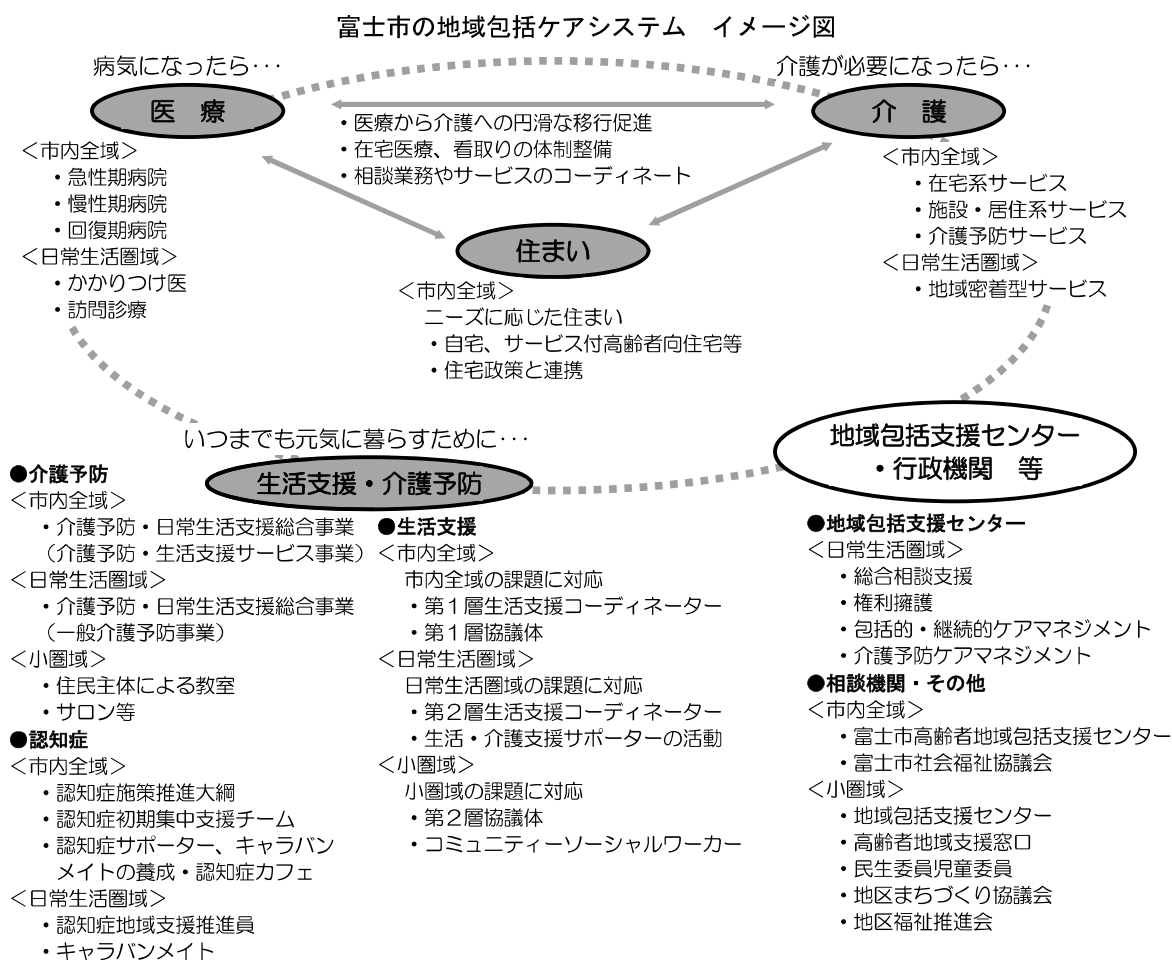
## 5 本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

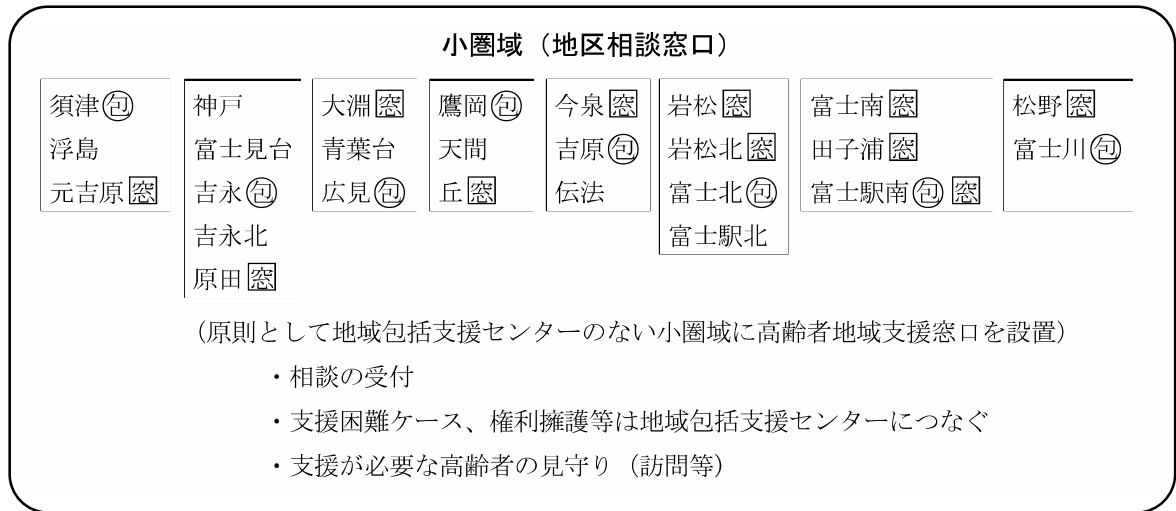
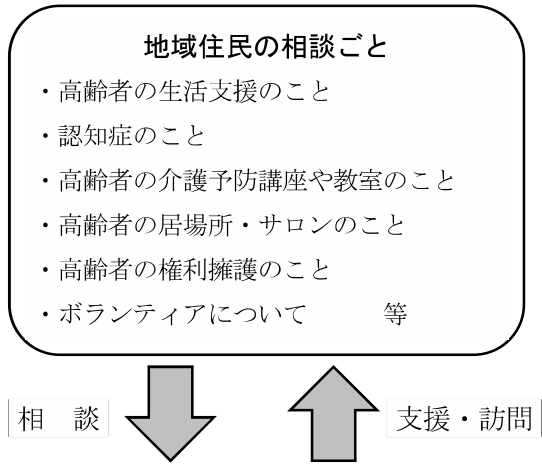
平成18年度に地域包括支援センターが創設された際、本市では国が示した地域包括支援センターの設置基準を目安に、1つの日常生活圏域あたりの高齢者数を3,000人から6,000人とし、概ね2つまたは3つの中学校区からなる8つの日常生活圏域を設定し、これを基本に地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、日常生活圏域の設定から10年以上が経過し、その間、各日常生活圏域の高齢者数は増加し続け、最も高齢者数が少ない富士川圏域でも5,000人を超え、吉原西部圏域と富士南部圏域では10,000人を超えています。このため、各地域包括支援センターに必要な人員を増強し、支援体制の充実を目指していきます。

今後、日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動をはじめ、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等は日常生活圏域の中に小学校区を単位とする小圏域を設け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

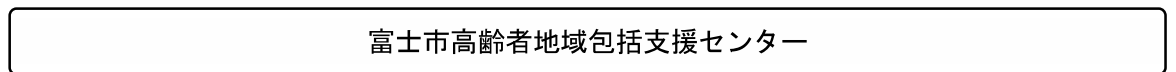
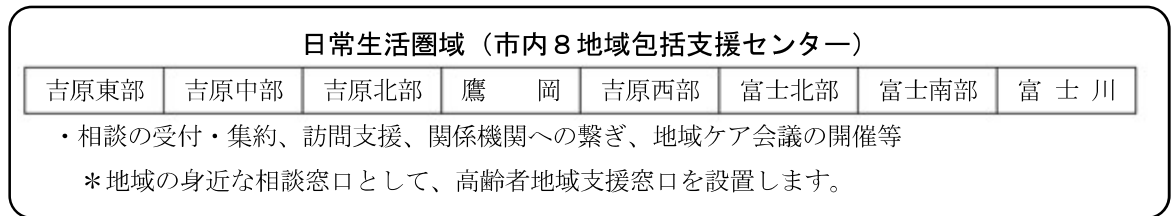


富士市が目指す総合相談支援体制イメージ図



\* <sup>ⓐ</sup>…地域包括支援センター設置地区

<sup>窓</sup>…現在の高齢者地域支援窓口設置地区





## 6 施策体系

### (1) 施策体系の考え方

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目指した地域包括ケアシステムを目指す前計画の取組を強化・推進していくため、施策の体系はこれまでの流れを基本的に踏襲するものとします。

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」に関する5つの施策から成り立っており、施策体系は、これらの要素を中心に構成しています。

このうち、「介護予防」にかかる施策については『生きがいつくりと介護予防の推進』、「医療」と「介護」にかかる施策については『医療と介護の体制充実、連携の充実』、「生活支援」にかかる施策については『生活支援サービスの充実』、「住まい」にかかる施策については『暮らしやすいまちづくり』とし、それらの下支えとなる施策については『地域資源の活性化』としています。また、持続可能な介護保険事業運営のための介護給付適正化について、『介護給付の適正化』を加え、6つの基本目標を設定しています。

さらに、各基本目標の達成に向けた施策を「推進施策」、その施策を具現化するための取組を「具体的な施策」として体系化しています。

(2) 施策体系図





## 7 重点的な取組

### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢になっても要介護状態にならず健やかな生活を続けられるよう、働き盛りの世代からの健康づくりや介護予防に向けた取組の促進に向けた啓発・情報発信、多くの市民に参加していただくための効果的な実施内容や開催場所等の検討を図ります。

また、要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、周囲からの適切な支援が必要であることから、介護予防サポーターや生活・介護支援サポーター等の育成を進め、活躍の機会の拡大を進めていきます。

施策の推進にあたっては、保険者機能強化推進交付金等を活用し、介護予防に向けた取組の充実を目指します。

### (2) 医療・介護の提供体制の整備

「富士市が目指す理想像」の実現のためには、介護が必要な高齢者が医療的支援と介護保険サービスを利用しながら住み慣れた地域で生活できる仕組みが必要です。そのため、在宅医療の整備を進めるとともに在宅医療や在宅看取りの意義や重要性の情報発信を図ります。

また、介護保険サービスについては、地域での介護保険サービスの提供体制の充実、介護人材の確保・育成を図るとともに、医療と介護の連携の仕組み、連携に必要な人材の確保育成を図ります。

### (3) 認知症施策の推進

今後も増加が想定される認知症の人とその家族の支援のため、相談窓口の広報や相談体制の充実、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐための認知症初期集中支援チームの活動の促進を図ります。

また、地域社会においても、認知症の早期発見のための啓発や地域で認知症の人を見守り、ともに暮らし続けられる地域づくりに向けた人材の育成や活動の場づくりを図ります。

### (4) 地域包括支援センターの機能強化

要介護認定者、特に重度の認定者の増加に対応できるよう、相談・支援体制の充実を進めるほか、制度の狭間で困りごとを抱える高齢者や複合的な支援を必要とする高齢者やその家族への支援体制の充実を図ります。

そのため、市内8か所に設置されている各地域包括支援センターが対応する日常生活圏域の高齢者や要介護認定者の状況に応じて、必要な職種や人材の育成を図り、地域包括ケアシステムの充実を目指します。

### (5) 緊急事態時の対応体制の整備

マスクや消毒液といった衛生用品の配布体制の整備や、電子メールやSNSの活用、テレワークの導入を検討し、感染症予防を最優先事項とした無理のない福祉サービスを行います。

災害時においても避難所での感染症予防に取り組んでいきます。市保健班が行う健康支援に加えて、避難所生活の長期化に備えて、必要な支援の実施について検討していきます。

また「災害・緊急支援情報キット」の仕組みにより、日頃からの地域における顔の見える関係づくりに役立てるとともに、災害発生時の地域の方々の支え合いにより、高齢者等要支援者の避難活動の支え合いを推進していきます。